定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年六月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年六月七日

兵庫県西宮市今津野田町二番二四号

株式会社国松工務店

代表取締役　濱　寿哉

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年七月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年六月七日

兵庫県明石市大久保町ゆりのき通一丁目五―一五

株式会社明石調剤薬局

代表取締役　田原　耕二

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年六月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年六月七日

山口県熊毛郡平生町大字平生町五〇五番地の八二

カナエ技研株式会社

代表取締役　金江　安浩

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるジョージ・アントニデス及び林純司が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十九年六月七日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

クレディ・スイス・プリンシパル・インベストメンツ・リミテッド

日本における代表者　林　純司

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるエドワーズ・ヤノ・ケヴィン・ギャレスが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年六月七日

東京都品川区上大崎二丁目一五番一九号MG目黒駅前ビル七一九

イノーピア・フィルム・コマーシャル・リミテッド

日本における代表者　エドワーズ・ヤノ・ケヴィン・ギャレス

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるイ・ゲフンが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年六月七日

大阪市西区北堀江二丁目三番二一―二〇三号

株式会社冨国コーポレーション

日本における代表者　イ・ゲフン

限定承認公告

本籍東京都豊島区南大塚三丁目三三番地、最後の住所茨城県龍ケ崎市馴馬町七三三番地二パルトラルハイム二〇二号室

被相続人　亡　波多野　靖

右被相続人は平成二十九年二月八日死亡し、その相続人は平成二十九年五月二十九日水戸家庭裁判所龍ケ崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月七日

茨城県龍ケ崎市馴馬町七三三番地二パルトラルハイム二〇二号室

相続財産管理人　波多野悦子

限定承認公告

本籍茨城県牛久市栄町二丁目六五番、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　高橋　捷治

右被相続人は平成二十九年三月五日死亡し、その相続人は平成二十九年五月二十九日水戸家庭裁判所龍ケ崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月七日

茨城県牛久市栄町二丁目六五番

相続財産管理人　高橋　周代

限定承認公告

国籍韓国、最後の住所神戸市長田区西代通四丁目五番三号

被相続人　亡　世本正男こと　朴　正男

右被相続人は平成二十七年七月九日死亡し、その相続人は平成二十九年五月二十五日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月七日

神戸市長田区西代通四丁目五番三号

相続財産管理人

世本楠斉代こと　郭　正代

限定承認公告

本籍和歌山県橋本市三石台一丁目五番地の二、最後の住所和歌山県橋本市三石台一丁目五番地の二―三―六〇一

被相続人　亡　小林　洋介

右被相続人は平成二十九年四月六日死亡し、その相続人は平成二十九年五月二十六日和歌山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月七日

和歌山県橋本市三石台一丁目五番地の二―三―六〇一

相続財産管理人　小林　利郎

限定承認公告

本籍鹿児島県鹿児島市緑ヶ丘町二番、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　北野　和子

右被相続人は平成二十九年四月十四日死亡し、その相続人は平成二十九年五月三十日鹿児島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月七日

鹿児島県薩摩川内市天辰町一五四五番地

グランシャリオ二〇二

限定承認者　北野　勇治

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十九年五月二十八日開催の通常総会において、出資一口の金額を三万円から一万円に減少することを決議しました。

この決議に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年六月七日

東京都千代田区神田東松下町三七番地四

東京はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧師協同組合　代表理事　杉田　邦夫

訂正公告

平成二十九年五月三十一日（号外第一一四号）掲載の第七十六期決算公告（枠組）中、「（155）」とあるは「（153）」の誤りにつき訂正します。

平成二十九年六月七日

兵庫県淡路市志筑三一一二番地の一〇

沖物産株式会社

代表取締役　沖　省造

正誤

ページ	段	行	誤	正
三二	上		三記載上の注意中記載上の注意1中	
三四	〃	一五	「記載すること」	「記載すること」

平成二十九年四月七日（号外第七十五号）公布の総務省令第三十三号（公職選挙法施行規則の一部を改正する省令）

（印刷誤り）

一八			九又は実習生の場合には法第四十九条第七項に規定する船員手帳に準ずる文書までの見出し中
二六	上	一	（実習生については、法第四十九条第七項に規定する船員手帳に準ずる文書）

平成二十九年五月十八日経済産業省告示第百二十三号（中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件）

（原稿誤り）

五二		終りから一七	中小

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月七日付第一二〇号四八　ページ●同日付政府調達第一〇六号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、六四一円（本体二、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）